災害時語学サポーター
ハンドブック

石　川　県

はじめに

石川県内の外国人住民数は、２０１８年１２月末時点で１５，２０６人と過去最多を更新しており、今後も増加が見込まれます。

外国人の中には、日本語が十分に理解できない、地域との繋がりが少ないといった方がいらっしゃることから、石川県地域防災計画では、外国人を災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある「要援護者」と位置づけ、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずることとしております。

こうしたことから、石川県では、災害情報の翻訳・通訳や外国人のニーズ把握等を行う「災害時語学サポーター」を２０１０年から育成し、災害時に外国人支援を行うにあたっての協力体制を構築しております。

このハンドブックは、災害時語学サポーターが、災害時における外国人支援活動を円滑に行うことができるよう、災害時に外国人が直面する課題や、サポーターの心構え、具体的な活動内容等の情報をまとめたものです。

災害の種類や規模、発生した地域や時期などにより、災害時語学サポーターの活動内容は一様ではなく、被災地の行政機関等をはじめとした関係機関の指示に従い活動する場合もありますが、災害時時語学サポーターが行う活動の基本的な考え方や内容としてご理解いただき、このハンドブックをご活用ください。

このハンドブックが、災害時語学サポーターが外国人支援活動を行う際の一助となれば幸いです。

目　次

1. 災害時語学サポーターとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 災害時に外国人が直面する課題・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3. 災害時語学サポーターの活動の流れ・・・・・・・・・・・・・・3
4. 災害多言語支援センターとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
5. 被災地における活動の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
6. 被災地における災害時語学サポーターの活動内容・・・・・・・7
7. 災害時多言語表示シートやピクトグラムの活用・・・・・・・・11
8. 災害時に外国人から寄せられる相談事例・・・・・・・・・・・13
9. 災害時の外国人支援に役立つ情報・・・・・・・・・・・・・・・17
10. 関係機関連絡先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

1 災害時語学サポーターとは

災害が発生した際、日本語を十分に理解できない外国人の方は行政機関等が日本語で発信する情報を理解できず、必要な支援が得られなかったり、出身国によっては、地震等の被災経験がほとんどないことに加え、災害に関する知識が少ないため、どのように行動してよいのか分からず、不安を抱くことが想定されます。

このような外国人を支援するため、災害時に行政機関等が日本語で発信する情報を翻訳・通訳し外国人被災者に届けたり、避難所巡回により外国人被災者からニーズを聞き取り、行政機関等に伝える役割を担うボランティアが、「災害時語学サポーター」です。

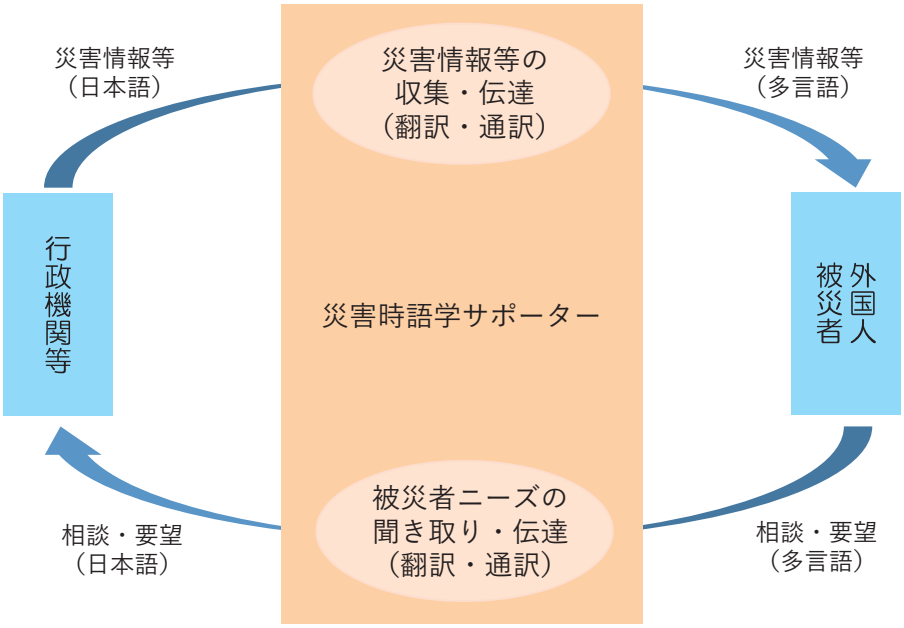

2 災害時に外国人が直面する課題

災害に関する知識が少ない

例：どのようにして災害が起きるのかを知らない
災害発生前に、十分な備えをしていない
災害発生後に、どのような行動をとったらよいか分からない
避難所の場所、受けられるサービス、ルールなどが分からない

災害に関する情報が少ない

例：どこから情報が得られるかを知らない
テレビ、新聞等で報道される日本語情報を理解できない
正確な情報と嘘・噂の判断ができない

地域とのつながりが少ない

例：身近に信頼できる人や助けてくれる人が少ない
避難生活で安心して分からないことを聞ける相手が少ない

3 災害時語学サポーターの活動の流れ

① **災害発生**

② **外国人支援体制の整備**

市町等の職員が、地域に暮らす外国人等の相談を受け付ける窓口を開設することにより、外国人支援の体制を整えます。

③ **サポーターの派遣要請**

職員だけでは対応が困難な場合に、お住まいの市町の職員または（公財）石川県国際交流協会から協力依頼があります。

④ **派遣要請の受諾の判断**

依頼を受け、協力が可能かどうかをご自身で判断していただきます。

⑤ **活動開始**

自宅での災害情報の多言語翻訳、被災地での災害情報の多言語翻訳や避難所巡回による外国人からのニーズの聞き取りなどを行います。

4 災害多言語支援センターとは

大規模な災害が発生した際には、被災地における外国人支援のための活動拠点として「災害多言語支援センター」が設置されます。

被災地に参集することが可能な災害時語学サポーターは、災害多言語支援センターを拠点に、職員等の指示に従いながら活動します。

設置主体	市町　※被災地が複数の市町に及ぶなど、広域的な支援が必要な場合は、県による設置も想定
設置基準	（例）災害対策本部が設置される災害が発生した場合 （震度５強以上の地震が発生した場合など） 避難所に多数の外国人住民が避難した場合　など
設置場所	（例）被災地に近い場所で安全が確保されている場所 日頃から外国人に親しまれている場所　など
活動内容	（例）災害情報の収集・翻訳、多言語情報の発信 避難所巡回による多言語情報の提供や外国人被災者のニーズの把握　など

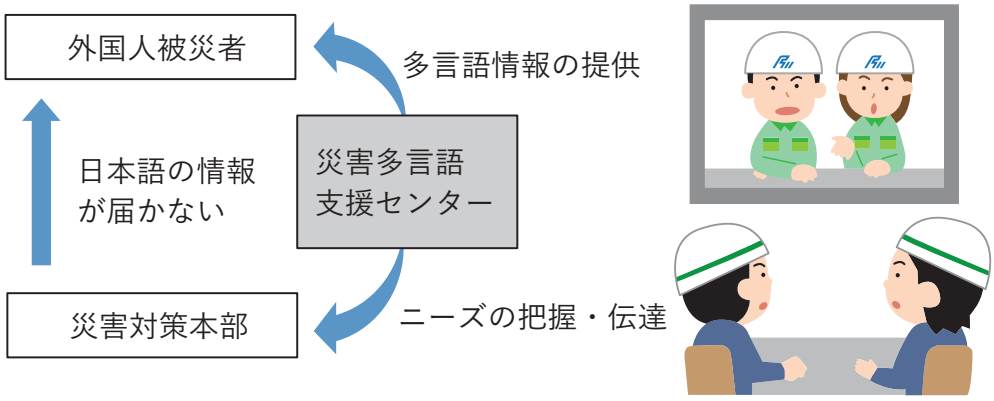

5 被災地における活動の準備

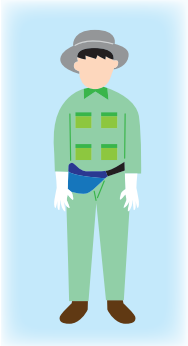

■活動時の服装

☐ 作業服（長袖・長ズボン）　☐ 帽子
☐ 雨具（カッパ・レインコート）　☐ 軍手
☐ 安全靴　☐ リュック・ウエストポーチ　など

■持ち物

☐ 筆記用具　☐ 携帯電話　☐ 電子辞書
☐ 飲み水　☐ 食料　☐ 寝袋
☐ タオル　☐ ティッシュ　☐ ごみ袋
☐ ラジオ　☐ 健康保険証　など

■活動時の心構え

①ボランティアの特性と原則

ボランティアとは、自主的自発的に自らの責任において、金銭の見返りを求めずに自ら進んでよりよい社会をつくるために活動する人のことです。被災地に負担をかけないことが原則ですので、自身の健康管理はもちろん、活動に適した服装をすることや、貴重品の管理、活動に必要な物品、被災地での食料、交通手段・宿泊の確保など、自分で準備する必要があります。

②関係機関の指示に従うこと

活動に際しては、被災地に設置される災害多言語支援センター等の関係機関の指示に従い行動する必要があります。特に、活動中に被災者から新たな依頼や苦情を受けたり、危険を伴う状況になった場合には、活動をいったん中止したうえで、速やかに災害多言語支援センター等に報告し、その指示に従います。

③集団行動のルールを守ること

活動は、原則としてチームにより行います。問題がおきたときは個人的な判断で行動せずチームで相談して対応し、重大な事項については、速やかに災害多言語支援センター等の関係機関に相談してください。

④被災者の立場に立つこと

混乱している被災者の心をかき乱すような言動をしてはいけません。あいさつや言葉遣いなど、基本的なことにも注意が必要です。「がんばってください」、「大変ですね」など、被災者との立場の違いを明確にするような言葉は慎み、「してあげる」のではなく、「お手伝いさせていただく」という気持ちで行動します。

⑤思い込みによる行動はしないこと

勝手な思い込みでの行動は、求められている支援とのズレを生むことになります。また、求められている支援以上のことを行うと、本人の自立を停滞させてしまう場合があります。「何が求められているのか」を十分に把握し、理解した上で行動することが大切です。

⑥被災者のプライバシーの保護

活動を通じて知り得た被災者の個人的な情報は、絶対に口外してはいけません。また、原則として、被災地での写真撮影はできません。

⑦ボランティア自身の生活にあった活動をすること

「ここで私が帰ってしまっては」などと、仕事を無理に休んだりして、通常の生活に戻れなくなるボランティアがいます。活動は、ボランティア自身の犠牲を払ってまで行うべきものではありません。家族やまわりの人たちとよく相談しながら、生活に無理がかからない範囲で活動することが大切です。

⑧断る勇気をもつこと

できないとわかっているのに、依頼を断り切れずに安請け合いしてはいけません。できないことはできないと断る勇気も必要です。できないことを引き受けると、後でトラブルが発生する原因となります。

6 被災地における災害時語学サポーターの活動内容

被災地における災害時語学サポーターの活動は、主に「日本語で出された災害情報の翻訳･通訳」と「避難所巡回による外国人のニーズの把握、相談対応」に分けられます。

日本語で出された災害情報の翻訳・通訳

①必要な情報を集めて整理する

〇災害対策本部が発出する情報や、新聞・テレビ・インターネット等を通じて情報を集める
〇外国人被災者にとって必要と思われるものを選択、優先付けする
〇外国人の困りごとを予測し必要な情報を収集する

（例）
- □ 避難所の開設状況
- □ 物資の配給場所、時間、内容等
- □ 応急給水場所、時間
- □ 臨時入浴施設の開設場所、時間
- □ 災害ごみの収集日、場所、出し方
- □ 避難所の医療体制や近隣の医療機関の状況
- □ エコノミー症候群の症状・予防法
- □ 避難所における感染症予防
- □ 建物の危険度判定結果、対応
- □ 罹災証明書の発行手続き
- □ 応急仮設住宅への入居手続き
- □ 災害支援金の申請手続き
- □ 電気、ガス、水道料金などの支払期限延長と免除
- □ 住民税や固定資産税の減免手続き
- □ 道路情報や電車、飛行機の運行状況
- □ 電気、ガス、水道の復旧状況
- □ 外国人向けの生活相談会の開催日、時間

②日本語（やさしい日本語）の原稿をつくる

〇収集した情報をもとに、日本語の原稿をつくる
〇入手した情報をそのまま翻訳するのではなく、不要な情報は削除する、意味が伝わるように情報を加える、主語と述語を近くにおく、一つの文に複数の情報を入れないなどにより、文章を短く、明確にすることが大切
〇行政機関等が発信する災害情報は、使用されている単語が難しい場合や、情報量が多い場合がある

（例）・北陸地方を台風が通過する恐れがありますので、警戒してください。
⇒台風が近づいています、気をつけてください。
・大雨の影響により河川が増水し、はん濫危険水位を超えています。堤防を越水するおそれがありますので、以下の地区には避難指示が発令されています。
⇒強い雨で川の水が増えています。川の近くは危ないです。すぐに避難所（みんなが逃げるところ）に行ってください。外に出るときは注意してください。

③外国語に翻訳する

〇作成した日本語の原稿をご自身が対応可能な言語に翻訳する
〇掲示、配布するための資料を作成する
〇翻訳した内容は、誤りがないように複数人でチェックする

④翻訳した情報を発信する

〇翻訳した情報を市町や国際交流協会等のホームページやフェイスブック、テレビやラジオ等で発信する
〇避難所巡回を通じて、外国人に提供する

避難所巡回による外国人のニーズの把握、相談対応

①避難所巡回ルートを確認する

○大きな地図を用意し、各避難所における外国人の滞在人数や避難所に向かうまでの交通機関の状況などを記入したうえで、巡回ルートを検討する
○外国人が多く集まっている避難所を優先的に巡回する
○外国人が集まっている避難所が把握できていない場合は、外国人住民が多い地域に開設された避難所から順に巡回する等、効率的なルートを検討する

②巡回チームを編成し、翻訳情報等をもって避難所に行く

○必要な外国語を話せる方、地域の地理に詳しい方などを含めて、１班あたり２～４人体制で編成する
○避難所巡回に必要な物品を準備する（多言語化した情報、巡回レポート、地図、携帯電話、筆記用具、電子辞書など）

③避難者の状況を確認し、必要な情報を届ける

○避難所を訪問し、受付で訪問の趣旨を説明する
○避難所責任者への聞き取りなどを通じて、外国人被災者の状況を確認する
○翻訳した情報を避難所に掲出する
○必要に応じて、外国人被災者に個別に情報提供し、説明する

④外国人被災者への聞き取り

〇困ったことはないか、必要なものはないかなど、外国人被災者へのニーズの聞き取りや相談対応を行う
〇被災者が本当に必要としていることは何かを整理し、被災者と一緒に確認する
〇外国人の日本語の理解状況や、通訳等が必要な言語の情報収集を行う

⑤避難所からの相談内容等を持ち帰り、共有する

〇相談内容等を、災害多言語支援センター内のスタッフに伝える
〇翌日以降に参加するサポーターと情報共有するため、巡回レポートや個人カルテを作成する

⑥必要な情報を集めて翻訳し、次の巡回に備える

〇巡回時に寄せられた相談内容等に対応するため、必要な情報を収集する
〇収集した情報を多言語に翻訳する

すべての外国人が避難所に集まるわけではありません。避難所に行かずに自宅で生活している方や避難所巡回が行われていない避難所に生活する方などから、災害多言語支援センターに直接問合せがある場合もあります。その際は、避難所巡回時の対応と同様に、相手が本当に必要としている情報は何かを丁寧に聞き出すことが大切です。

7 災害時多言語表示シートやピクトグラムの活用

外国人に情報を伝える際には、外国人の母国語で翻訳・通訳して直接伝える方法以外に、災害時に外国人が必要と思われる情報を多言語で表示する掲示物を活用したり、図を用いて視覚的に情報を伝える手段が有効です。

（一財）自治体国際化協会のホームページから、災害時多言語表示シートや災害時用ピクトグラムをダウンロードすることができます。これらの媒体を活用することで、効果的な外国人支援活動を行うことができます。

災害時多言語表示シート

○災害時に避難所などでよく使われる日本語が多くの言語で書かれたシートで、あらかじめ必要なシートを作成し、印刷することにより活用する

○多くの文例があり、対応言語は、日本語のほか、やさしい日本語、英語、ロシア語、スペイン語、タガログ語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国・朝鮮語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、ポルトガル語、ミャンマー語を自由に組み合わせ、３～５言語まで表示することが可能

○http://dis.clair.or.jp/open-data/dis-sheet/list/1（自治体国際化協会ホームページ）

災害時用ピクトグラム一覧（16種類）

○「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号（サイン）
○災害多言語表示シートと同様に、あらかじめ印刷しておくことが可能
○http://dis.clair.or.jp/open-data/dis-pictogram/list/1（自治体国際化協会ホームページ）

避難場所

受　付

救護所

男

女

立入禁止

喫煙所

外国語の情報があります

通訳がいます

医師がいます

この水は飲めます

トイレ

この電話は使えます

ここで電話を使わないでください

燃えるごみ

禁　煙

8 災害時に外国人から寄せられる相談事例

過去の災害時に外国人被災者から多く寄せられた相談事例と、回答例を掲載します。

ただし、被災者の状況は一様ではなく、サポーターには被災者の状況に応じた対応が求められます。回答例は、あくまで参考程度とお考えください。

《日常生活》

Q. どこに避難すればよいか。

A. あなたは今どこに住んでいますか。（〇〇市〇〇町です）〇〇が避難所になっているので、身分を証明するものや大切なものを持って避難してください。

Q. 避難所とは何か。

A. 無料で水や食料などをもらえ、寝泊まりすることができる場所です。

Q. 住んでいた住居が全壊してしまった。

A. まずは、市役所・町役場で罹災証明書をもらってください。応急仮設住宅の申請をする場合に必要となります。申請手続きについて市役所・町役場に確認してください。壊れた家が持ち家で保険に入っている場合は、保険会社に連絡してください。賃貸住宅の場合は、大家に連絡してください。

【罹災証明書】被災した家屋などの被害の程度を証明する書類。市町村が現地調査を行い発行するもので、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・全焼・半焼・床上浸水・床下浸水・流出などの区分で被害の程度を認定する。被災者生活再建支援金や災害復興住宅融資など被災者支援制度の適用を受けたり、損害保険の請求などを行う際に必要となる

Q. 住居が壊れ大量のゴミが出た。

A. 災害ごみは、通常のゴミ捨てとは異なる方法で収集されます。詳しくは、市役所・町役場に確認してください。

Q. 風呂はどこで入ることができるか。

A. 避難所に風呂はありません。臨時入浴施設が開設される場合があるので、避難所の掲示板等で確認してください。

Q. 生活費がなくなってしまった。

A. 罹災証明書を提出することにより、災害支援金や生活費の貸付を受けられる場合や、税金や保険料が免除となる場合があります。市役所・町役場に確認してください。

Q. 震災で雇用を打ち切られてしまった。新たな仕事を探したい。

A. ハローワークで就職のあっせんや職業相談を受けることができます。

Q. 小学校・中学校・高校・大学はいつから始まるか。

A. 小学校・中学校・高校・大学に確認してください。小学校・中学校の場合は、学校から電話等で連絡がある場合や、近くの避難所の掲示板等で知ることができる場合があります。

《食　事》

Q. 水や食べ物はどこでもらえるか。

A. 避難所でもらえます。または、臨時に給水場や給水車が設置される場合もあります。配付時間等の詳細は避難所運営者等に確認してください。

Q. 避難所の食事に使われている食材を知りたい。

A. 避難所運営者等を通じて、使用されている食材を確認してください。

Q. 宗教やアレルギーにより食べられないものがある。

A. 避難所には特別な食べ物はありません。近隣の店舗で食べ物を購入してください。

Q. 子どものミルクや離乳食はどこでもらえるか。

A. 避難所運営者等を通じて、ミルクや離乳食を配布している避難所の場所、配付時間等を確認してください。

《救　護》

Q. 怪我・病気をしてしまったので、医療機関を受診したい。

A. 無料で受診することのできる医療救護所が設置されている場合がありますので、避難所運営者等に確認してください。また、お金はかかりますが、外国語が通じる医療機関もあります。

【医療救護所】災害時に指定された避難所等に医療関係者が集まり、患者の治療をする場所

Q. 家族・知人を探している。

A. 家族・知人が住んでいたところの近くの避難所にいる可能性があります。または、市役所・町役場、大使館に情報が入っている場合があるので、確認してください。

Q. 家族・知人が亡くなってしまった。

A. 家の倒壊などにより家族が亡くなった場合は、警察に連絡してください。警察が来るまではそのままにしてください。病院で亡くなった場合は、病院の人に聞いてください。その後、市役所・町役場に死亡届を提出します。

知人が亡くなった場合は、警察に連絡してください。警察が来るまでそのままにしてください。知人の家族を知っていれば、その人たちにも連絡してください。

《ライフライン》

Q. 電気・水道・ガスはいつから使えるか。

A. どこに住んでいますか？（〇〇市〇〇町です）〇〇市〇〇町は、〇日頃から使えるようになります。

Q. 道路はいつから通れるか。どこの道路が通れるか。

A. 〇〇から〇〇に向かう〇号線は、現在〇〇～〇〇の区間が通れません。〇日頃に通れるようになります。

Q. 電車・飛行機はいつから乗れるか。どの電車・飛行機が動いているか。

A. 〇〇線の電車は〇〇駅と〇〇駅の間で動いていません。〇日頃から運行予定です。〇〇空港は現在飛行機の発着を取りやめています。〇日頃から運航予定です。

《各種手続き》

Q. パスポートをなくしてしまった。

A. 自国の大使館で再発行してもらうことができます。連絡先は〇〇です。

Q. 在留カードをなくしてしてしまった。
ビザの更新・変更、再入国手続きについて教えてほしい。

A. 入国管理局で手続きをすることができます。連絡先は〇〇です。

Q. 運転免許証をなくしてしまった。

A. 運転免許センターや警察署で再発行してもらうことができます。連絡先は〇〇です。

Q. 通帳をなくしてしまった。

A. 銀行で再発行してもらうことができます。連絡先は〇〇です。

《こころのケア》

Q. 地震が怖くて仕方ない。怖くて眠れない。

A. 寄り添って話を聞き、カウンセラーの紹介や、必要に応じて診療機関まで同行してください。

Q. これ以上日本で生活したくない。母国に帰りたい。

A. 交通機関の状況を確認し、帰国可能なルートや航空券の手配方法を案内してください。
再入国の予定がある場合などは、手続きが必要な場合があるので、窓口である入国管理局の連絡先を伝えてください。

9 災害時の外国人支援に役立つ情報

関係機関のホームページのリンクを掲載しています。

災害時外国人支援のツールや、研修情報、外国人に特有の手続きに関する情報等が掲載されておりますので、定期的にチェックしていただき、自己研鑽に努めてください。

◆**災害時多言語表示シート、ピクトグラム、多言語避難者登録カード、災害時多言語支援啓発動画等（自治体国際化協会）**
http://dis.clair.or.jp/

◆**災害多言語支援センター設置運営マニュアル等（自治体国際化協会）**
http://www.clair.or.jp/j/multiculture/tagengo/saigai.html

◆**自治体国際化協会多文化共生関連ホームページ**
http://www.clair.or.jp/j/multiculture/

◆**NPO 法人多文化共生マネージャー全国協議会ホームページ**
過去の災害時における協議会の活動実績や研修案内等を掲載
https://www.npotabumane.com/

◆**外国人のための防災ガイドブック（石川県国際交流協会）**
http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kokusai/tabunka/bousaigaido.html

◆**防災の手引き（首相官邸）**
災害の種類、特別警報・警報・注意報の概要等を紹介
https://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/index.html

◆**ｅカレッジ 防災・危機管理（総務省消防庁）**
http://open.fdma.go.jp/e-college/

◆**消防防災博物館（消防防災科学センター）**
消防防災の歴史や基礎知識、過去の大規模災害の概要等を紹介
https://www.npotabumane.com/

10 関係機関連絡先

◆行　政

	名　称	電話番号	FAX 番号
多文化共生担当課	石川県国際交流課	076-225-1381	076-225-1383
	金沢市国際交流課	076-220-2075	076-220-2069
	七尾市地域づくり支援課	0767-53-8633	0767-53-1125
	小松市市民サービス課	0761-24-8065	0761-23-3877
	輪島市生涯学習課	0768-23-1176	0768-23-1129
	珠洲市観光交流課	0768-82-7776	0768-82-5220
	加賀市観光交流課	0761-72-7906	0761-72-7991
	羽咋市生涯学習課	0767-22-9331	0767-22-9332
	かほく市生涯学習課	076-283-7137	076-283-3643
	白山市国際交流室	076-274-9520	076-274-9546
	能美市生涯学習課	0761-58-2272	0761-55-8555
	野々市市市民協働課	076-227-6029	076-227-6259
	川北町社会教育課	076-277-1111	076-277-1187
	津幡町生涯教育課	076-288-2125	076-288-8527
	内灘町生涯学習課	076-286-6716	076-286-6714
	志賀町生涯学習課	0767-32-9350	0767-32-3933
	宝達志水町生涯学習課	0767-29-8320	0767-29-2333
	中能登町生涯学習課	0767-76-1900	0767-76-0909
	穴水町政策調整課	0768-52-3790	0768-52-0395
	能登町ふるさと振興課	0768-62-8532	0768-62-8538
防災担当課	石川県危機対策課	076-225-1482	076-225-1484
	金沢市危機管理課	076-220-2066	076-233-9999
	七尾市総務課防災対策室	0767-53-6880	0767-53-8411
	小松市防災安全センター	0761-24-8150	0761-24-8153
	輪島市防災対策課	0768-23-1157	0768-22-9220
	珠洲市総務課危機管理室	0768-82-7725	0768-82-5685
	加賀市防災対策課	0761-72-7891	0761-72-6250
	羽咋市環境安全課	0767-22-7176	0767-22-0240
	かほく市防災環境対策課	076-283-7124	076-283-1115
	白山市危機管理課	076-274-9536	076-274-9535
	能美市危機管理課	0761-58-2201	0761-58-2290
	野々市市環境安全課	076-227-6051	076-227-6251
	川北町総務課	076-277-1111	076-277-1748
	津幡町総務課	076-288-2120	076-288-6358
	内灘町総務課	076-286-6720	076-286-0617
	志賀町環境安全課	0767-32-9320	0767-32-3933
	宝達志水町総務課危機管理室	0767-29-8140	0767-29-4623
	中能登町総務課	0767-74-1234	0767-74-1300
	穴水町生活環境課	0768-52-3770	0768-52-3797
	能登町総務課危機管理室	0768-62-8513	0768-62-4506

◆国際交流団体

名　称	電話番号	FAX 番号
（公財）石川県国際交流協会	076-262-5932	076-222-5932
（公財）金沢国際交流財団	076-220-2522	076-220-2527
小松市国際交流協会	0761-21-2226	0761-21-2432
白山市国際交流協会	076-274-9520	076-274-9546
Nomi 国際交流協会	0761-58-2272	0761-51-5532

◆在留資格に関すること

名　称	電話番号	FAX 番号
名古屋入国管理局	052-559-2150	052-659-0511
名古屋入国管理局金沢出張所	076-222-2450	076-233-8387

◆パスポートに関すること

各国大使館・領事館連絡先
外務省ホームページ（駐日外国公館リスト）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblist/index.html

MEMO

MEMO

被災された方に寄り添った
支援を心がけましょう

ふりがな

氏　名

発　行：石川県観光戦略推進部国際交流課
監　修：NPO法人多文化共生マネージャー全国協議会